

「港湾３緑地」の指定管理候補予定者の選定結果について

１ 指定管理者を募集する公の施設

- (１) 名称 港湾３緑地（以下の３ヶ所をさす）
- (２) 所在地 ①第一貯木場緑地広場 高岡市石丸
②南水路緑地 射水市片口
③開港記念碑緑地広場 射水市堀岡西新明神

２ 指定管理者の募集要項

- (１) 指定管理者に実施させる業務概要
 - ① 港湾３緑地の維持管理に関する業務
 - ② その他仕様書に記載する業務
- (２) 指定期間
令和５年４月１日～令和８年３月３１日（３年間）

３ 公募状況

- (１) 申請者数 １者
- (２) 申請者 和泉産業株式会社

４ 審査結果

令和４年１１月７日（月）に開催した伏木富山港港湾施設指定管理候補者選定委員会において審査した結果、下記のとおり指定管理候補予定者を選定しました。

(１) 審査基準

審査基準	審査の視点	配点ウェイト
１ 県民の平等な利用の確保 (条例第４条第１号)	・ 平等な利用の確保	平等利用が確保されない場合は選定しません
２ 公の施設の効用の最大限の発揮 (条例第４号第２号)	・ 施設設置目的の達成 ・ サービスの向上による利用の増加と関係者との連携	５０％
３ 施設の効率的な管理 (条例第４号第２号)	・ 施設に係る経費節減策	３０％
４ 公の施設の管理を適正かつ確実に行うための財産的基礎及び人的構成	・ 申請者の財政的基礎及び信用力 ・ 申請者の人的構成	２０％
合 計		１００％

(注) 条例：富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例

(2) 選定理由

審査基準 申請者	1 県民の平等な利用の確保	2 公の施設の効用の最大限の発揮 (350点中)	3 施設の効率的な管理 (210点中)	4 公の施設の管理を適正かつ確実にを行うための財産的基礎及び人的構成 (140点中)	合 計 (700点中)
合格基準点	—	210	126	84	420
和泉産業株式会社	適	252	210	111	573

指定管理候補予定者：和泉産業株式会社

【審査の概要】

申請者が1者であったため、審査基準（1を除く）ごとに配点の6割を合格基準点と設定し、これを上回った場合に、当該申請者を指定管理候補予定者として選定することとした。

○審査基準1については、県民の平等な利用が確保されていると評価された。

○審査基準2については、検証会議の実施など地域と連携した管理運営体制が評価された。

また、長年の管理による経験からのマニュアル整備やハザードマップにより危険エリアを把握していることも評価された。

展望台のイルミネーションや植込み、除雪等、自主事業に積極的であるが、開港記念碑緑地広場の利用促進を図るための創意工夫が今後の課題である。

○審査基準3については、指定管理料の上限額の範囲内で、管理基準を上回る提案がされている点が評価された。

○審査基準4については、地元の職員の雇用が確保されているほか、施設の機能を十分に発揮した管理運営を実施できる組織体制や、財務状況が良好で安定的な事業実施が期待できる点が評価された。

(総評)

和泉産業株式会社の1者のみの申請となったが、すべての審査基準において申請者が1者の場合における合格基準（6割以上）を満たすとともに、地域住民を中心とした利用者へのサービス向上や施設の維持管理にきめ細かい配慮をするなど、十分に基準を満たしていると評価された。